

平成 20 年 6 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会
公聴会会議録

平成 20 年 6 月 18 日

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成20年太宰府市議会環境厚生常任委員会公聴会〕

平成20年6月18日

午前10時

於 全員協議会室

公聴会 住居表示に伴う町の区域の設定について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	中 林 宗 樹 議員	副委員長	安 部 陽 議員
委員	不 老 光 幸 議員	委員	安 部 啓 治 議員
”	藤 井 雅 之 議員	”	原 田 久 美 子 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 傍聴議員（2名）

佐 伯 修 議員
大 田 勝 義 議員

5 公述人（6名）

田 實 昭 三（反対）
石 橋 澄 子（賛成）
鷲 崎 初 美（反対）
谷 川 靖（賛成）
大 松 義 憲（反対）
川 口 豊 治（賛成）

6 執行部より出席した者の職氏名（3名）

市民生活部長 関 岡 勉 市民課長 木 村 和 美
市民課市民係長 原 野 敏 彦

7 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 白 石 純 一
議 事 課 長 田 中 利 雄
書 記 伊 藤 剛
書 記 浅 井 武

開会 午前10時00分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会公聴会を開会いたします。

この公聴会は、今定例会におきまして、議案第51号住居表示に伴う町の区域の設定について、当委員会が付託を受けましたが、「住居表示に関する法律」の規定に基づき、変更請求が提出され、同法第5条の2、第6項の規定によりまして公聴会の開催が義務付けられていますことから、所管であります環境厚生常任委員会として公聴会を開き、公述人のご意見を伺うものであります。

それでは、まず初めに、公述人の皆様に申し上げます。

本日は、ご多用のところ、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表しまして厚く御礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見を述べていただきますようお願いいたします。

それでは公述に入る前に、本日の議事の進行につきまして簡単に申し上げます。

公述人の皆様には「公述人決定通知書」にて発言時間をお知らせしておりましたが、一人10分以内でご意見を述べていただきます。なお、時間の3分前になりましたら、ベルで合図をいたしますので、ご承知お祈りいたします。

公述人の皆様の公述は、あらかじめ委員会において定めました順序により、反対の意見を述べられる方から、次に賛成の意見を述べられる方と交互にお一人ずつ発言をお願いすることになっており、ご意見を述べていただく順序は、田實昭様、石橋澄子様、鷲崎初美様、谷川靖様、大松義憲様、川口豊治様の順でお願いいたします。

公述が全て終わりましたところで、委員から質疑があればこれを行いますが、それに対する公述人のお答えは簡単明瞭に済ませさせていただきますようご協力のほどをお願いいたします。

発言に際しましては、必ず委員長の許可ののちに発言をお願いいたします。

また、発言は、事件の範囲内でなければならないこと、その範囲を越えた発言は許されないこととなります。もし、その発言がその範囲を越えた場合、あるいは感情のおもむくままに利害の相反する公述人の身上に関して言及し、又は事件に対して委員会の取るべき態度を強要したり、委員会の審査に対して侮辱的な、また、不穏当な言動等をなし、公聴会の秩序を乱した場合は、発言を制止し、又は退席を願うことがありますので、この点につきましてよろしくお願いいたします。

なお、公述人の方は、あくまでも、本件に関するご自分の意見を述べるのみとなっておりますので、当委員会の委員に対して質疑を行い、あるいは委員に意見を求めることはできません。

ご理解をいただきたいと思っております。

次に、本日傍聴されている皆様にご注意申し上げます。

受け付けにて配付しておりました「傍聴の際の注意事項」をご覧くださいと存じますが、携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードにしてください。

また、傍聴席で、私語、飲食、喫煙はしないようお願いいたします。

傍聴中、公述人や委員の言論に対して発言や拍手をするなどの行為はしないでください。これらの行為が行われた場合、退席を求めることとなりますのでご了承をお願いします。

次に、委員の皆様にご念のため申し上げます。

公述人に対する質疑の際は、なるべく簡単明瞭をお願いします。特に申し上げておきますが、公述人に対して意見を述べることはできませんのでご注意願います。

それでは公述に入ります。

はじめに、「住居表示に伴う町の区域の設定について」に対して反対の立場で申し出ていただいております田實昭三様からお願いします。

田實昭三公述人 私は向佐野区10組の田實昭三と申します。まず冒頭に、反対賛成の構図になってしまっておりますが、これは私たちの意図するところではありません。私たちは何も反対はしておりません。と言いますのは、私たちは変更の請求ができる条文を行使しているだけでございます。吉松の皆さん方が吉松1丁目、2丁目、3丁目これに移行することについては何も意見するものではありません。ただ、私たち向佐野区に住む向佐野の住民として、向佐野に生活する権利、向佐野で居住する権利、こういうものを行使しておるわけでごさいます、何も反対はしておりません。ただ、向佐野の人間が向佐野の表示ができるように請求をしまして現在に至っておるわけでございます。まず、今までの経緯について申し上げたいと思います。私たちは今まで何も知らせもないうまま、ある日突然去年の12月25日に「お知らせ」なるものが地図と共に各家庭に配付されました。内容は新しい住居表示の説明会の開催ということで、1月18日と1月20日に吉松共同利用施設で説明するというようになっております。それで、何でだろうと私たちは向佐野の住民なのに何で吉松だろうという不思議な気持ちでいっぱいでした。それで年末のことでもあるし、年が明けてから市役所に行ってみようということで、1月10日に市役所に市長さん副市長さんに面会を申し込みました。多忙その他の理由でだめでしたが、受け付けの方で市民課の方に回され、窓口で話しを聞きました。その中で、行政区は向佐野で何ら従来と変わりませんと、ただ住居表示が変わるだけですよ、そういう軽い言葉で、他人事のような事で話しがありました。そして、もう向佐野の町名は使いませんというような話しでした。まあ無茶苦茶ですよ。本当に説明も何もなくてただ一方的にそういうふうな説明をされました。それで私たちは何で、二面性を持たせた複雑な構造をするのかと。住民への説明はどうしたのかと。住民の意見をもっと聞くべきであるというようなことで問いたしましたが、どうも意見が噛み合いません。ただ、永久構造物がどうのこうの、JRがどうのこうの、高速道路が・・・というような事で区切ったと、そういう基本的な話しをするばかりで私たちの意見は通りませんでした。あくまで現在進めている基本計画は変えられない、計画どおり推し進める、中止はできないというような一方的な言い方で、本当に住民不在、住民軽視そのものであると思います。この間約1時間半、窓口で声を荒げて話したわけですが、以上のような事情で経緯しました。最後に法律の抜粋の5ページを示して、住居表示に関しては法律施行令の中で変更の請求ができますというような説明というか教えてくれました。それで当局が一方的に従来どおりの基本方針でやるなら、私たちはその法令を適用して変更の請求をする以外にはないということで、

現在の状態になったわけです。今回の当局の一方的なやり方は、ちょっと無茶苦茶だと思っております。江戸時代の昔、お触れを出し「平成20年11月 日から向佐野の原口及び長浦の一部は吉松とする。従わない者は 処す」というような按配の調子であります。このような一方的なやり方は民主主義の根幹に係わる問題で到底許されることではありません。私たちは向佐野で生活し、向佐野で生活する権利があります。また、向佐野に居住し向佐野に住む権利もあります。こういうことは何人であっても侵すことはできないはずで、(3分前のベルが鳴る)重大な人権侵害と考えております。改めて当局に考え直してもらいたいと思います。向佐野で永年居住し、ここで大きくなって育った子どもたち。水城西小学校で学び、御笠川で遊び、懐かしい楽しいたくさんの思い出があり、心のふるさと向佐野。昭和50年代前半、よく昔の向佐野では柔道着を持ち、竹刀を担ぎ剣道の防具を担ぎ、稽古に通う生徒たちをよく見かけたものです。こういう子どもたちの思い出、向佐野はあくまでも残してやりたいと思っております。どうか向佐野の表示をしていただくようお願いいたします。さっきも言いましたように私たちは、吉松の皆さん方が吉松1丁目、2丁目、3丁目に移行することについては何の意見の持ち合わせもありません。施行令昭和42年8月10日政令第248号、第1条で変更の請求ができるというこの条文の適用を生かして私たちの希望に沿っていただきたいと思っております。できれば吉松の皆様方が一言、向佐野は向佐野にしてやれよというような言い方をしていただければ誠にありがたいと思っております。何卒よろしく申し上げます。どうか施行令1条の変更の請求の条文を生かして、向佐野の住民の希望通り叶えて運用していただきますように切にお願いいたします。それで昨年11月向佐野が住居表示を新しく施行された折に字原口については関係ないという一言でとにかく除外されてしまったようです。(10分のベルが鳴る)

委員長(中林宗樹委員) はい、田實様、時間になりましたので、よろしいでしょうか。

(田實公述人「まだ言いたいことがいっぱいありますけどね」と呼ぶ)

委員長(中林宗樹委員) 10分ということで・・・

(田實公述人「なら、あとの人の時間が余ったら使わせてください」と呼ぶ)

委員長(中林宗樹委員) それはできませんので、後の方につないでおいてください。

すみませんが、自席の方にお戻りください。

以上で田實さんの公述は終わりました。

次に賛成の立場で申し出ていただいております石橋澄子さんをお願いします。

石橋澄子公述人 吉松区で評議員をさせていただいたり、現在は、福祉部長として役員をさせていただいております石橋と申します。

今回の住居表示第16次案が太宰府市の住居表示に関する条例それから実施基準要綱に沿って妥当というかいいかどうかと言う点に関しましては私は賛成です。はっきり賛成の意を表します。私は申しましたように区の役員をしております、区内の高齢者、赤ちゃんが生まれたところにお祝いなどを持って参りますけども、旧来の住居表示が土地に対する番地ですよね、そのために非常に分かりにくいということを実感してまいりました。ここ10年近く。今回昭和59年から16次の

住居表示がやっと24年かかって一番初めは長浦台、青葉台から始まってますよね。それが回り回って隣接する吉松、向佐野に回ってきたのが24年振りというのは、非常に事業としては停滞しておったのではないかと言うぐらい私は待ち焦がれておりました。そういう従来の地番に対して新しく条例や基準に則った線引きをやるとすれば、必ず町界にでてくるのは当然のことで、これは16次までこられる間で随分あちらこちらで問題になったところではないかと思えます。こういうまちづくり、整備、住居表示も今度行われたらおそらく何十年おそらく100年ぐらいの単位でそんなに簡単にちょこちょこ町名が変るようなことではないと思う。そうであればある程度、今ここに住んでらっしゃる住民の方の感情というのはもちろん大事ですけど、やがて世代交代で住む人も変わっていきますし、それからこれだけ社会の構造が複雑になると宅配便、郵便それから高齢者が増えて救急車が入るといった事態になった時に、やはり分かりやすいということを第一に考えて、住民の感情の問題は例えば15次で吉松区は県道31号線の上の方から始まりましたけども、吉松区の中の一部は青葉台の町名を頂いているし、向佐野の町名も頂いています。吉松区の住民はその時に行政区として吉松に留まれるのであれば、町名の問題については納得しますという形で15次はすんなりといきましたですね。今回16次案では吉松の東地区の高速道路より東の今開発されている新興住宅地ですね。この一部分は本当に何にも、16次案でここは問題になっていませんですよ。これを何で先に17次18次でどうなるんだという見通しをどうして言わないかという意見もちらちら聞きますけど、16次で解決すべきことは、やっぱり絞ってやっていかないとそこに17次18次で予定されるものをちらちら出してたらですね、16次で意見を出される方、17次、18次で意見を出される方とごちゃごちゃなって、16次案そのものの実施が私は遅れて滞っていくと思います。だから住民感情を無視したという、何で先に相談をしなかったかと言う気持ち、今住んでらっしゃる皆さんのお気持ちは分かりますけども、この町名、住居表示のこの事業についてはやっぱり50年100年200年の先を見越して、英断をもってやってもらいたいというふうに思います。原案に賛成です。特に向佐野と吉松の町界になっているところの今回高速道路と鹿児島本線の間、あそこの三角地点のあの突端、南端は、あれ以上広がる余地はないわけですよ。高速道路と鹿児島本線に挟まれて。インターネットの地図で見ますと、やっぱりここをシューとですね、先端から吉松1丁目とした方が、全国のどなたが見ても、それから初めて尋ねてきた方が見ても、ここが町名としては吉松1丁目とした方がすっきりすると思います。それから鹿児島本線とまほろば号が通る道路の間のマルキョウという会社があるあの地点も従来の吉松と向佐野の界目の道は自動車が通り抜けられない道路ですよ、踏切。(3分前のベルが鳴る)そこで吉松と向佐野が区切られているけど今回の案ではマルキョウの反対側、今までの界より裏側で大きな道路できちんと区切られているからこれも、初めて来た人も救急車も分かりやすいということです。それから字長浦ですね、まほろば号の道と県道31号線の間、ここが吉松と向佐野の界目としては非常に分かりにくいところです。道路に向かい合った隣同士の垣根のないところが町界になっているんですよ。そういうのが2箇所ぐらいあります。そして、道も狭い。本当に大型トラックは通らないような道、そういうところを町界にして今回行政区と町名が一致した方がいいということで、皆さん意見を聞

いて、今までの行政区どおりにしたとしたら、私はこれから住む人たち、皆さんのお子さんやひよっとしたらその住居は他人の手に渡るかもしれません。そうなった時に何でこういうへんてこりんな町界になっているんだと言われないうために、ここは今住んでいる私たちがちょっと耐えて、行政区が変わるわけではない。15次では向佐野区の一部の方が青葉台の町名になったということで、行政区を青葉台に変わるということも起きてますので、そこは柔軟に、皆さん今は行政区、今までの行政区がいいということであればそれでいいし、あと5年先10年先皆さんで話し合っ、やっぱり吉松の町名なんだから吉松区に入ろうとかその時点で住んでいる人が話し合っ、そうすればいいし、そこはお互いの行政区が柔軟に出したり受け入れたりすれば済むことではないかと思ひます。どうぞ、私は16次案に賛成でありますので、これで決行してほしいと思ひます。(終了のベルが鳴る)

委員長(中林宗樹委員) 以上で石橋さんの公述は終わりました。

次に反対の立場で申し出ていただひております鷺崎初美さんにお願ひします。

鷺崎初美公述人 私は向佐野の鷺崎でございます。今、反対派、賛成派の方々それぞれお話しされましたけれども、私は反対派でございます。それで、住居表示をされることには反対しません。ただし表示の方法が私には、住民感情と言ったら変かもしれませんが、長い間三十数年にわたっ、あそこで生活してきております。それがただ境界に道路がないとか構造物がないからということで、ここは境界はできませんとおっしやるのが心に詰まるものでございます。それで、住居表示をすることによっ、運送業とか郵便配達される方々については、ここはどこの何丁目でございますという表示板がでておりますので、その表示板を見れば境界は明らかになるわけです。それと現在もある箇所におきましては、1メートル足らずの道路でも何でもないただの、何といひますが、犬走りというかどう言うか分かりませんが、そういうところにも左には向佐野4丁目、右には青葉台と1メートルぐらいのところ貼っ、あるのですよ。そういうことができるのであれば、私のところの吉松と向佐野の境界もそれを立ててくださいうのが私の主張でございます。それと、やはり住居表示は吉松3丁目、行政区は向佐野でございますということは二重人格的な存在になるような気がします。それによっ、例えば子どもたちにあなたはどこの住まいですかと聞ひた場合にどんなに言ったらいいのか、私は吉松かな、向佐野かな、というような何か奥歯に物が挟まったような感じを受け、それがひいてはいじめとか何かに発展するのではなからうかというふうにおもうわけでございます。それから、同一隣組にひる皆さんにちょっとお伺ひしましたところ、皆さんも30年40年とあそこで生活してひると、簡単に吉松何丁目にしなひてくださいというのがご意見でございます。それと町の境界は実施要綱の第3条によりますと道路とか水路云々となっておりますが、さっき言ひましたように表示板を左右に立てることによっ、明らかではないでしょうか。それと第5条にも出てひますが、できるだけ従来の町の名称に準拠して定めることを基本とするとなっ、ひるわけでございます。ですから、何とか表示によっ、区別は十分できるのでそれをお願ひしたいということでございます。現在の市の計画によっ、結局、向佐野の一部が字長浦が吉松3丁目ですよと、字原口が吉松1丁目ですよというようなことになっ、ひるわけでございますが、二面性とい

うような行政というような感じでちょっと考え直してもらいたい。最後ですが、向佐野の一部、我々のところと、原口地区、あれを吉松何丁目と表示することによって、どういうメリットがあるのかなという感じを受けるわけなんです。向佐野と吉松の境界は何年続いた境界か知りません。少なくとも向佐野という区名ができた時点ではできていたはずなんです。そういうことを勘案しながらひとつ私たちの向佐野地区は向佐野何丁目ということで、表示をお願いしたいということでございます。

委員長（中林宗樹委員） 以上で鷺崎さんの公述は終わりました。

次に賛成の立場で申し出ていただいております谷川靖さんをお願いします。

谷川 靖公述人 賛成表示しております谷川でございます。今回の町名区割につきましては、非常に遅いと言いますか4、50年遅れているのではないかと、いったい今までで行政は何をやっておったかというような気持ちで一杯です。そういう意味におきまして、早急に区割がされて明確な住居表示ができることを望むものであります。現在までは、吉松地区というのは特に地番で住所を探すというのは非常に、あちらこちら地番が飛んでおりまして、1件の家を探すのに1時間2時間で簡単に探せないというのが今までの現状でございます。そういう意味では各区割によりまして住居表示が1丁目、2丁目、3丁目というようなことがはっきりすれば非常にいろんな面で便利になるということであります。また、独居老人宅を尋ねて行く場合に、地番だけしか分からないという状況では探すのに手間取る。何人かに聞いてやっと尋ね着くというのが今までの吉松地区の現状でございます。また、他所からお尋ねになった方から誰さんのところはどこかなと聞かれた場合に、「さあ」というのがまず、開口一番ですね。地番を言われても全然見当もつかないというのが現実であります。そういうことを含めまして、早急に区割と町名の設定というのをはっきりさせていただきたいと思えます。ただ、不思議に思いますのは、吉松東地区と言いますか、高速道路と御笠川の間地域につきましては将来どうなるのかと、またここで問題が起こるのではないかという気もします。なぜ、いっしょにできないのか、何がもたつく原因なのかその辺が理解しにくいところでもあります。やはり市民の立場にたて行政をされるのであれば、やはり、もうちょっとスピーディーに事を運んでいただきたいと、一般の企業であれば他所の企業につぶされてしまう、先を越されてしまうということになるわけですから、さっきも24年振りというお話しもありましたが、とても悠長な時間は普通の企業ではできません。役所だからこういうことで通っておるのかもしれませんが、もうちょっと市民の身になって、行政というのは早く決断をして早く実行するというふうにもっていただきたいと特にお願いを申し上げるところでございます。いずれにしる今回の町名の区域設定につきましては、早く実施していただきたいということを願って賛成の意見を申し述べます。

委員長（中林宗樹委員） 以上で谷川さんの公述は終わりました。

次に反対の立場で申し出ていただいております大松義憲さんをお願いします。

大松義憲公述人 向佐野区10組の大松でございます。今まで賛成の方、反対の方、いろんなご意見……。私の意見として特に申し述べることはありません。これで終わらせていただきます。

委員長（中林宗樹委員） 大松さん、以上でよろしいですか。

大松義憲公述人 はい、いいです。

委員長（中林宗樹委員） これで大松さんの公述を終わります。

次に賛成の立場で申し出ていただいております川口豊治さんをお願いします。

川口豊治公述人 吉松に住んで64年過ぎます。吉松で商売をさせていただいている関係で、よく住所を尋ねられるんですね。番地で尋ねられるもので非常に番地では分かりにくい。この番地というのは、元々あそこがみんな水田だった時代に水田の番号だったと思うのです。例えば、吉松1番地はどこにあるか吉松の人もほとんど知らないぐらいです。ちょうど向佐野の県の環境センターの裏側のところが1番地になっているのです。それから佐野川の付近を通り、御笠川をすうっと大野城市との界まで行って上ってきているのです。これは今番地が飛んであるとおっしゃいましたが、水が入ってくるところによって番地が変わっているのです。だから隣であっても川から入ってくる水か、池から入ってくる水かによってまた番地が変わるようなところがたくさんあるのです。それで番地が非常に分かりにくい。それからいつも尋ねられて、家を教える時に吉松はどんなになっているのですかと言われることがしょっちゅうあるんですね。向佐野の方々に今おっしゃったように行政区と町名が変わるといのはいやなことかもしれないと思うのです。しかし何らかの時点でそこをきちんとしておかないと、私どもは孫子の時代に移った時に何でおやじたちはこんな付け方をしたのだろうと言われるような気もするし、軽率な言い方かもしれないですけど、今の住所というのは背番号を付けられたようなものと思うのです。その背番号が次の人になった時はそのままその背番号に変わっていくというだけのことだろうと思うわけですね。こんな軽率な言い方をしたら非常に反対の方々に怒られるかもしれませんが、ただ、今の住所というのは背番号と同じだと、しかし土地の番地というのは変らないはずで。そういう意味では、呼び名が変わっただけという解釈の仕方したら、まだ、心苦しくないのではないのかなという気がします。反対の意見も賛成の意見の方々もよく分かりますが、そういう意味では早く変えていただいて、皆さん方にすっきりしやすく、また他所からお見えの方々にも分かるような表示が一日も早くできることを願って賛成の立場でお話しをさせていただきました。どうもありがとうございました。

委員長（中林宗樹委員） これで川口さんの公述はこれで終わります。

以上で、公述人の皆様の公述は終了いたしました。公述人の皆さんには、貴重なご意見、まことにありがとうございました。

ここで一括して委員の質疑を許可します。委員の皆様何かお聞きになりたいことがあれば、公述人のお名前をおっしゃっていただいてから、質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

以上で質疑を終わります。

これにて本日の公聴会の日程は終了いたしました。長時間にわたりまして貴重なご意見をいただき心から感謝いたします。どうもありがとうございました。

議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」は、本委員会といたしまして、公述人の皆様のご意見を十分参考にしまして審査を行いたいと存じます。

本日は、本当にありがとうございました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会公聴会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 午後10時45分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成20年6月30日

環境厚生常任委員会 委員長 中 林 宗 樹